

令和8年度 千葉市「食のブランド」認定事務局運営等業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度千葉市「食のブランド」認定事務局運営等業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、千葉市「食のブランド」認定事務局運営等業務委託に当たり、受注者が守らなければならない業務に関する一般事項を示すものである。

3 事業目的

令和元年度に策定した「千葉市『食のブランド』戦略」に基づき、本市の食のブランド確立への中長期的な取組みを通じ、市産品の高付加価値化及び市内事業者の競争力強化を推進するため、令和2年度に本市独自の認定制度である「千葉市食のブランド『千』」を創設した。

本事業においては、千葉市食のブランド「千」の認知獲得と高付加価値商品として認定品及び認定サービス（以下「認定品」という。）の首都圏における販路確保を図るため、千葉市「食のブランド」認定事務局を円滑に運営する。あわせて、以下に掲げるKPI達成に向け、受注者及び受注者が選任する専門家による市内農業者及び食品関連事業者への支援を通じ、千葉市食のブランド「千」申請件数の増加及び新規認定品の創出を図る。

また、ブランドマネジメントを市と協働で行う立場として、認定品を有する事業者（以下「認定事業者」という。）への支援を一貫して実施し、千葉市食のブランド「千」の価値向上及び認定品の商品力向上を目指す。

4 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までとする。

なお、期間終了前であっても、委託業務のうち完成したものについて、市は受注者に提出を求めることができる。

5 KPI（重要成果指数）

千葉市食のブランド「千」認定申請件数	25件以上
千葉市食のブランド「千」新規認定品数（第7回認定）	10件以上

6 委託業務の内容

千葉市「食のブランド」の認定事務局として、申請の募集から審査、認定までの実務を行い、申請事業者、認定審査委員及び関係者との調整を市と連携し主体的に行うとともに、市内農業者及び食品関連事業者の商品又はサービス（以下「商品等」という。）の企画・開発等の支援を行い、新規認定品の創出を図ること。

なお、以下に掲げる事項について、具体的な実施手法を提案し、実施すること。

(1) 認定事務局の運営

ア 認定に係る実務

(ア) 個別相談窓口の設置

電話、メール等の方法により申請に関する問合せ対応を行うこと。

(イ) 申請受付

申請書の受付、申請者への追加ヒアリングや申請書類の不備修正等の指示等、申請に向けたサポートを行うこと。

イ 申請件数増に向けた取組み

市内の農業者、食品関連事業者には、千葉市食のブランド「千」を知らない又は名前を聞いたことはあるが、どのようなブランドかは知らないという方も多い。

また、千葉市食のブランド「千」の審査は、書面で実施するため、申請書に客観的かつ具体的に申請品の優位性や魅力を記載することが非常に重要であるが、首都圏に販路を拡大できるポテンシャルをもつ商品を生産・製造・販売していながら、申請書の作成に不慣れであったり、時間が取れなかったりという理由で申請しない事業者も多い。

その上で、K P Iに定めた申請件数、及び新規認定品数を達成するための手法等について、提案書に明示すること。

なお、特に過去に申請したことのない農業者、事業者で、広く首都圏の消費者にとって魅力が高く、千葉市食のブランド「千」の価値を高めることができるような商品の発掘及び申請につながる方法について検討し、提案すること。

ウ 認定審査委員会の設置及び運営

適切な認定審査を実施するため、以下のとおり認定審査委員会の設置及び運営を行うこと。具体的な運営方法や認定審査委員の候補者を提案書に明示すること。

(ア) 認定審査委員会の設置

- a 千葉市食のブランド「千」認定要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項に規定する認定審査委員会を設置すること。
- b 委員構成は、千葉市食のブランド「千」認定審査要領（以下「審査要領」という。）第3条各号に基づくこととし、市と協議の上、決定すること。原則として、令和7年度の審査委員を招集することを想定しているが、審査委員から辞退の申し出あった場合は同分野の知見を有する専門家を招集すること。ただし、ブランドの発展のためにより効果的な審査委員の提案がある場合には提案すること。

(イ) 認定審査委員会の運営

- a 認定審査委員会を招集し審査を行うこと。認定審査委員会では、受注者が司会進行を務め、審査における議論については、上記（ア）bで決定した審査委員長が、主導すること。
なお、会場については、市と協議の上、選定すること。ただし、使用料が発生する場合は受注者負担とする。
- b 認定審査委員会は、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）第7条第3号の規定に基づき非公開とすること。
- c 委員に対し、事前に審査対象商品の説明等を行い、円滑に審査が実施できるよう調整すること。
- d 審査に際しては、審査要領第4条各号の規定に基づき実施すること。
- e 審査結果及び審査に係る一切の書類は、滞りなく市に開示すること。
- f 委員に対する報酬、交通費等の費用を支払うこと。

(ウ) 審査結果の整理

認定の理由及び認定とならなかった理由を整理し、市に提出すること。市と内容を調整の上、各申請者に対し、結果の電話連絡を行うこと。

なお、認定とならなかった理由は、申請者に対する通知文書への記載を想定した文体とすること。その文章構成については、市が指定するため、それに沿って作成すること。

(エ) 認定とならなかった申請者へのフォローアップ

認定とならなかった申請者に対し、次回の申請及び認定につながるよう、審査委員会での議論を元に商品等や申請書のブラッシュアップのポイントの説明を行うなどの支援を行うこと。

エ 認定事業者に対する支援

(ア) 認定品発表及び販売に向けた商品のブラッシュアップ

第7回の認定品について、審査委員会での意見、助言等を基に認定品発表及び販売に向けた支援を行うこと。

また、第1回～第6回までの認定事業者から認定品のブラッシュアップや販路の相談があった際は、必要な支援を行うこと。

(イ) 認定事業者会合の実施 2回以上

認定事業者との意見交換、認定事業者間の交流、千葉市食のブランド「千」に関する理解の促進等を目的とした認定事業者会合を企画、実施すること。この機会に、要綱第16条で定めた、「認定を受けたものの責務」を再度認定事業者と確認すること。

想定する企画内容について、提案書に明示すること。想定する実施時期は、7～8月頃に1回、1月頃に新規(第7回)認定事業者に対する認定に当たっての注意事項等の説明を目的に実施するものを1回想定している。

なお、千葉市食のブランド「千」は、市及び各事業者が団体戦で、千葉市の食の認知向上、競争力強化を図る目的の事業であるため、認定事業者の増加に伴い、一層、ブランドについての理解や活動への参画、チームビルディングが重要となってくる点について考慮の上、提案すること。

(ウ) 認定事業者向け品質保証体制の向上施策の実施

ブランドの信頼を高め消費者の期待を裏切らないために、認定事業者は、食の安全についての知識と技術を常にアップデートしていく必要がある。ブランド管理の観点から、認定事業者に必要なとされる食の安全に関して、認定事業者のレベルアップにつながる企画について、提案書に明示すること。

なお、最終的な企画内容については、市と協議の上、決定するものとする。

【例】認定品の食品表示法や景品表示法等法規制にかかるモニタリング及び、モニタリングに基づく事業者への個別指導や相談・アドバイスの実施など

(エ) フォローアップ及び効果検証

要綱第16条第5号の規定に基づき、千葉市食のブランド「千」販売実績報告書の提出を求めるとともに、認定事業者へのヒアリング等を通じて事業者毎の状況確認・分析を行い、次年度に向けた支援策を市に報告すること。

(2) 首都圏における販路拡大に向けた取組み

ア 首都圏の小売店等での認定品販売

小売事業者の首都圏の店舗において、認定品の採用を促すためのテストマーケティングの場として、期間限定で認定品を販売するイベントを、当該小売事業者と連携して実施すること。連携する小売事業者は、認定品の価格帯や千葉市「食のブランド」戦略において示す本ブランドのターゲットを勘案して選定し、販売する認定品は、当該小売事業者が求める、供給体制、品質保証体制を

クリアしていることについて確認すること。

開催終了後は、販売数や販売額といった定量的な情報のほか、消費者及び店舗側の反応などの定性的な情報について分析の上、小売事業者での販売継続に向け働きかけること。

想定するイベント内容、連携先、及び開催終了後の取組みについて、提案書に明示すること。

なお、開催に当たっての企画、帳合業務（或いは帳合先の手配）、販促品の作成、物流費等、開催に係る一切の費用は、本委託費において負担すること。

イ 販売会に際した農産物の集荷配送業務

市が別途委託する「千葉市『食のブランド』プロモーション等業務」において実施する認定証授与式・認定品販売会や、上記（２）アにおける首都圏の小売店等での販売会及び後述（２）ウにおける展示会への出展以外にも市内又は首都圏にて、食のブランド「千」の販売会を年に複数回開催しているが、当該販売会で農産物等の集荷配送が必要な場合は、その物流費を本委託費にて対応すること。

販売会にかかる認定事業者等の関係者との調整は市が行うものとし、受注者は物流会社について市に紹介を依頼できる。

【参考】令和7年度実績（年間20万円程度）

- ・市内（中央区）5回（全13日間）、各回3～4農園、3～4商品
- ・都内 1回（2日間）4～5農園、4～6商品

ウ 展示会出展の企画運営

ブランドと認定品の認知度向上と販路開拓に向け、「スーパーマーケットトレードショー」など、首都圏における食品関連の大規模展示会への出展を企画・運営すること。

（ア）出展の企画・運営

想定する企画内容（ブースイメージや想定する認定事業者、その理由など）を提案書に明示すること。

なお、出展を想定する認定事業者については6者程度を想定している。

（イ）主催者・認定事業者との調整

展示会的主催者と出展に係る調整をすること。また、出展する認定事業者の募集、選定を実施すること。

なお、出展事業者の選定に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・当該事業者が出展することでブランド全体の認知度向上、イメージ向上が期待できること。
- ・来場者の特性を踏まえ、その後の販路開拓につながる商品を有する事業者であること。
- ・農産物での認定品を有する事業者を2者以上含むこと。

（ウ）出展ブースの装飾

ブランド全体の認知度やイメージの向上につながるよう、出展する事業者と連携して、ブースの装飾を行うこと。

（エ）FCP展示会・商談会シート作成支援

出展する認定品のFCP展示会・商談会シートを取りまとめるとともに、展示会場に配架すること。

なお、自社でシートの作成が難しい認定事業者については、個別に作成支援を行うこと。

（オ）出展に係る費用

開催に当たっての企画、販促品の作成、物流費など、開催に係る一切の費用は、本委託費において負担すること。

エ 飲食店での認定品使用促進施策の実施

現在、ブランドの販売促進策について、認定品を取扱う小売店を主な対象に取り組んでいるが、飲食店向けの販売促進策が、不足している。ブランドを支持してくれる飲食店を増やし、消費者との接点の向上及び飲食店での認定品の取扱い増加を図るため、以下の項目を実施する。

(ア) 飲食店向け販促グッズの制作

消費者に対して、認定品を使用したメニューを提供する飲食店の「見える化」を目的として制作する販促グッズを提案すること。

なお、制作に当たって、以下の点に留意すること。

- ・飲食店がぜひ使いたいと思うもの、デザインにすること。(複数種可、1種60店舗分以上)
- ・認定品を使用したメニュー自体は、認定品ではないため、認定品を使用したメニュー用のロゴを販促グッズとして新たに制作すること。
- ・新たなロゴの制作に当たっては、ブランドの統一感を維持する為、本市が指定するデザイナーにロゴ制作のデザインを依頼すること。
- ・オリジナルロゴ制作に係る仕様等については、本契約締結後、市と協議の上、決定する。

(イ) 飲食店向け周知・活用促進プロモーションの実施

飲食店に対し、制作した販促グッズの活用が促進されるプロモーション施策を提案すること。

(3) 事業者支援及び販路拡大支援

ア 短期的支援 20件以上

令和8年度(第7回)認定申請に向け、申請を検討する事業者が個別に相談できる機会を設け、申請書や商品等のブラッシュアップ支援や意識醸成などのサポートを行うこと。特に申請書のブラッシュアップについては、必要に応じて、市と情報共有しながら実施すること。

イ 中長期的支援

魅力ある新規認定品の継続的な掘り起こしを行うため、千葉市食のブランド「千」を理解し、市内農業者、食品関連事業者の特性を十分に認識した上で、受注者が選任する専門家とともに市内農業者、食品関連事業者の商品等の企画・開発支援を行うことで、申請数の増加及び新規認定品の創出を図ること。

なお、商品等の企画・開発を加速させるため、当該企画・開発に必要となる、試作品製造に係る費用についての支援や開発した商品等の販売支援(販売方法の助言や販売先とのマッチング等)も併せて行うこと。ただし、支援内容については、社会情勢を考慮し、効果的な手段に変更することは可能とする。

(ア) 令和7年度支援対象者への継続支援 3件

令和7年度に支援した事業者に対し、第7回認定以降の認定申請に向けた商品等の企画・開発・ブラッシュアップ支援を実施すること。

これまでの支援の経過については、市から共有するため、適切な支援内容を検討し、実施すること。

(イ) 令和8年度からの新規支援 3件

a 支援対象者の募集、選定

「千葉市農業者・食品関連事業者経営力向上支援事業採択者選定要綱」に基づき、支援対象者の募集、申請書の受付業務を行い、市と連携して選定を行うこと。

【参考：千葉市農業者・食品関連事業者経営力向上支援事業採択者選定要綱】

<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/nosei/nosei/documents/20250801bansoushiensenteiyoukou.pdf>

b 支援対象者への伴走支援

選定した支援対象者に対し、千葉市食のブランド「千」認定申請に向けた商品等の企画・開発支援を行うこと。その具体的な支援方法及びどのような場合に専門家を派遣するか、具体的な派遣候補者とその実績と専門分野について提案書に明示すること。

(4) 令和5年度（第4回）認定品の再認定

令和5年度（第4回）認定品の有効期限は令和9年3月31日までとなるため、対象となる認定品が再認定につながるよう、個別の実績や状況について把握・分析を行った上で、適切な相談・支援を行うこと。

なお、再認定を受けようとする者から、千葉市食のブランド「千」再認定申請書（様式6号）をもって申請があった場合、上記（1）ウで定めた認定審査委員会において、審査を行うこととする。

(5) ブランドイメージ向上につながる取組み

消費者等に千葉市食のブランド「千」が好感を持って認知されるための取組みを実施すること。その具体的な実施内容について提案書に明示すること。

(6) 千葉市及び首都圏での認知度調査

千葉市及び首都圏における千葉市食のブランド「千」の認知度を調査すること。効果的な調査方法を検討し、その具体的な実施方法を提案書に明示すること。

(7) 次年度以降の事業展開プランの提案

本事業の成果と課題を検証し、次年度以降の事業実施に向けた提案を行うこと。

(8) その他、委託業務に関する一切の業務

上記のほか、本委託業務を履行するために必要な事項は、別途市と協議の上、実施すること。

7 千葉市「食のブランド」プロモーション等業務受注者との連携

当該業務受注者が事業全体の管理、ブランドイメージの管理等ブランドマネジメントを実施する中で、市が別途委託する「千葉市『食のブランド』プロモーション等業務」の受注者が、一般消費者向け認定品のプロモーション等を実施することとし、業務実施に当たっては、両者が連携を密にとって進めること。

8 成果品等

委託期間終了までに、次に掲げるものを郵送又は持参にて提出すること。

(1) 実績報告書

・紙資料5部

・CD-R又はDVD-R1枚

電子データをMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint形式又はPDF形式で格納すること。

(2) 委託業務に係る制作物データ

・CD-R又はDVD-R1枚

9 想定スケジュール

令和8年4月	契約締結、事業方針・全体スケジュールの調整
5月	事業者支援及び販路拡大支援の申請募集、受付 首都圏における食品関連の大規模展示会への出展準備 首都圏の小売店等での認定品販売に向けた調整の開始
7月	事業者支援及び販路拡大支援の対象者決定、支援開始 首都圏の小売店等での認定品販売イベントの実施
7～8月	飲食店での認定品使用促施策の検討開始 第7回ブランド認定品の申請募集、受付開始 認定者会合の実施（1回目）
9月	第7回ブランド認定申請事業者に関する申請書類等のブラッシュアップ
10～11月	認定審査・再認定審査 第7回認定品決定 第7回認定品及び認定事業者への支援
12月	飲食店での認定品使用促施策の開始
令和9年1月	第7回認定品公表 認定者会合の実施（2回目）
2月	首都圏における食品関連の大規模展示会への出展
3月	令和8年度事業実績報告 次年度以降の事業展開プランの提案

10 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 事業の目的及びK P I 達成のため、社会情勢も考慮した上で、効果的な事業実施を図ること。
- (2) 次年度以降の計画的な事業実施につなげること。
- (3) 千葉県開催のイベントや市が連携協定等を結ぶ事業者との関係性等を効果的に活用し、事業を実施すること。
- (4) 受注者は千葉市食のブランド「千」のブランドマネジメントを市と協働で行う立場として、市の指定する庁内外メンバーと連携して事業を遂行すること。
- (5) 委託業務に係るすべての経費は、委託費に含むものとする。
- (6) 委託業務に基づき作成される成果物の取扱い
 - ア 委託業務に基づき作成される成果物（映像、印刷物等）の所有権は、すべて市に帰属する。
 - イ 受注者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利（著作権）を、市に無償で譲渡するものとする。

なお、市の書面による事前の同意を得なければ、同法第18条から第20条までに規定する権利（著作者人格権）を行使することができないものとする。
 - ウ 受注者は、委託業務完了後といえども成果品等に瑕疵が発見された場合には、市の指示に基づいて速やかにその訂正をしなければならない。これに要する経費は、すべて受注者の負担とする。
- (7) 著作権・知的財産権の使用
 - ア 委託業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に一切の責任、費用負担を負うものとする。
 - イ アにかかわらず、市がその方法を指定した場合は、その限りではない。

11 業務の再委託

受注者は、業務の過半を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

12 その他

- (1) 受注者は、委託業務実施に当たり、随時市と協議を行い、意思疎通を図るとともに、指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受注者は、委託業務の遂行に当たり知り得た、市、事業者等の情報と個人情報の取扱いについて十分注意し、委託業務終了後も、他へ開示、漏えい及び目的外利用をしてはならない。
- (3) 受注者は、委託業務の遂行に関連し第三者へ損害が発生した場合、その損害が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、受注者の責任においてその損害を賠償すること。
- (4) 受注者は、仕様書、契約約款及び関係法令を遵守し、誠実かつ円滑に業務を遂行しなければならない。
- (5) 委託業務の実施に当たっては、事故防止策等、安全の確保に十分配慮すること。